

# 市川市国民保護計画 新旧対照表（案）

## ○平成 29 年 12 月 19 日閣議決定による基本指針の変更

頁	現行	変更案
31	<p><b>第 5 研修及び訓練</b></p> <p><b>2 訓練</b></p> <p><b>(1)市における訓練の実施</b></p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部等、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p><b>(1)市における訓練の実施</b></p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>
36	<p><b>第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b></p> <p><b>6 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p>	<p><b>6 避難施設の指定への協力</b></p> <p>市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の<u>収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p><u>なお、避難施設の指定上の留意事項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 避難所として学校、公民館、体育館等の屋内施設を指定する。</u></p> <p><u>また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時的集合場所として公園、広場、駐車場等の屋外施設を指定するよう配慮する。</u></p> <p><u>(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。</u></p> <p><u>(3) 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</u></p>

頁	現行	変更案
36		<p><u>(4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。</u></p> <p><u>(5) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。</u></p> <p><u>(6) 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。</u></p>
69	<p><b>第 2 避難住民の誘導等</b></p> <p><b>4 武力攻撃事態別の避難住民の誘導等</b></p> <p><b>弾道ミサイル攻撃の場合</b></p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。<u>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u></p> <p>このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p><b>4 武力攻撃事態別の避難住民の誘導等</b></p> <p><b>弾道ミサイル攻撃の場合</b></p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、<u>また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u></p> <p>このため、<u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>